

## 一般社団法人 岐阜県観光連盟推奨観光土産品規程

### (目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人岐阜県観光連盟（以下「観光連盟」という。）が観光土産品を推奨することによって、その品質と商品性の向上を促進するとともに、郷土色豊かな観光土産品によって、岐阜県の魅力を向上に資することを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程において、観光土産品とは、工芸品、民芸品、食料品、酒類等で第11条の要件を具備しているものをいう。

### (申請者の資格)

第3条 観光土産品の推奨の申請をすることができる者は、観光連盟の会員であって、観光土産品の製造及び販売を行っているものとする。ただし、会員以外で推奨を受けようとする者については、観光連盟に加入する旨を付して推奨の申請をすることができる。

### (推奨の申請)

第4条 観光土産品の推奨の申請をしようとするものは、観光連盟推奨観光土産品審査申請書（以下「申請書」という。）（別記第1号様式）を観光連盟会長（以下「会長」という。）に提出するとともに、観光連盟から送付された納付書により審査手数料を納めるものとする。

なお、第10条に規定する審査会開催までに審査手数料の納付がない場合は、申請はなかったものとして取り扱うものとする。

2 前項の審査手数料は、別表のとおりとする。

### (観光土産品の推奨)

第5条 会長は、観光土産品の推奨をしようとするときは、第10条に規定する審査会で合格した観光土産品について推奨するものとする。

### (推奨状の交付)

第6条 会長は、前号の規定により推奨を決定したときは推奨状（別記第3号様式）を交付する。

2 推奨状の有効期間は、推奨状を交付した日から起算して3年間とする。

3 前項の期間満了後も引き続き推奨を受けようとする者は、第4条による申請書を提出し、推奨状の交付を受けなければならない。

(証票証紙の貼付)

第 7 条 観光土産品の推奨を受けた者は、当該観光土産品にすべて会長の指定する証票証紙を貼付するものとする。ただし、商品の形態により証票証紙を貼付できない場合にはこの限りでない。

(証票証紙の交付)

第 8 条 前条に規定する証票証紙は有償で交付するものとする。ただし、観光土産品として合格した当初に限り 500 枚を無償で交付する。

(標識の交付)

第 9 条 会長は、観光土産品として推奨状の交付を受けた工場、店舗に対し第 6 条第 2 項に規定する有効期間に限り「一般社団法人岐阜県観光連盟推奨観光土産品標識」(以下「標識」という。)を交付するものとする。

- 2 標識の交付を受けた者は、これを工場、店舗その他観光客に見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 標識の交付を受けた者は、推奨状の有効期間を経過したとき及び第 12 条の規定により推奨を取消されたときは、当該標識を会長に返還しなければならない。

(審査会)

第 10 条 観光土産品の推奨に関し調査審議するため、観光連盟推奨観光土産品審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会の委員は、10 人以内とし、会長が委嘱する。
- 3 審査会は、会長が招集する。
- 4 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 審査会に委員長を置き、委員のうちから互選する。
- 6 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(推奨の基準)

第 11 条 観光土産品の審査は、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 郷土色が豊かであること。
- (2) 品質が優れていること。
- (3) 価格が適正であること。
- (4) 意匠、包装が優れていること。
- (5) ある程度の保存ができること。
- (6) 表示と内容が一致していること。

(7) その他会長が必要と認める事項。

- 2 前項のほか不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 条）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、及び食品表示法（平成 25 年第 70 条）に基づいていなければならない。

（推奨土産品の取消し）

第 12 条 会長は、推奨を受けた観光土産品が、次の各号に該当する場合は、審査会の意見を聞き推奨を取消することができる。

- (1) 信用失墜等の行為があったとき。
- (2) 前条の要件を欠くに至ったとき。

2 会長は、推奨を受けた者が次の各号に該当する場合は、推奨を取消することができる。

- (1) 証票証紙を推奨観光土産品以外の土産品に使用したとき。
- (2) 観光土産品の製造又は販売を中止したとき。
- (3) この規程に違反したとき。
- (4) 観光連盟の会員でなくなったとき。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めのないものは、必要の都度、会長が別に定めることができるものとする。

附 則

- 1 この規程は昭和 43 年 2 月 26 日から施行する。
- 2 昭和 39 年 1 月 8 日施行の岐阜県優良土産品推奨規程は廃止する。

附 則

この規程は昭和 45 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 49 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 54 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は平成元年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和元年 8 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は令和 3 年 9 月 7 日から施行する。

別表 審査手数料

	1 品目	2 品目から	その他
新規申請	7,560 円	3,250 円／品	他に推奨を受けている場合 1 品目は 3,250 円
継続申請	3,250 円／品		